

1 組織的な対応ができる体制作りと教員の指導力の向上

- ① 「いじめ対策委員会」を開く。
校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー（必要に応じて当該学年教諭）で構成し、いじめの防止等の対策を検討する。（月1回）
 - ・いじめの未然防止及びいじめへの速やかな対応策を検討し、実施する。
 - ・いじめ問題に関わる子供の情報を共有し、指導記録を管理する。
 - ・市教委、関係諸機関と連携し、情報収集や対応の方向性を検討する。
 - ・「学校サポートチーム」（スクールコミュニティ協議会時に開催）で情報交換をする。
- ② いじめ問題に関する校内研修を実施する
 - ・「いじめ教育プログラム」の「教員研修プログラム」等を活用し、教員一人一人の意識を高め、いじめ問題への対応力を向上させる。
- ③ いじめの早期発見に努める・「いじめ発見チェックシート」「いじめアンケート」を活用して子供の観察を行い、いじめ対策委員会で情報を集約・分析する。
 - ・スクールカウンセラーによる全員面接を5年生に実施する。子供たちが躊躇することなく、スクールカウンセラーに相談できる環境をつくる。

2 他者につながり、いじめと向き合える子供の育成

- ① 「いじめについて考える授業」を実施する・道徳教育や人権教育を充実させ、望ましい人間関係を築く力、自分と他者、互いの人格を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感を育む。年3回、「いじめ」をテーマにした授業を行う。子供が「いじめ」について深く考え、「いじめ」は絶対に許されないことを自覚できるよう、ふれあい月間に合わせて各学級で実施する。実践内容を「いじめ対策委員会」等の場を活用して教職員で共有できるようにする。
- ② ふれあい月間の取組、異学年交流活動（「スマイルひろば」）を充実させる
 - ・年3回の「ふれあい月間」であいさつや他者への言葉遣いへの子供たちの意識を高める。あいさつを通して人と人がつながる学校づくりに取り組む。また、異学年による集団遊びを通して、他者の気持ちを想像し、共感的に理解する豊かな情操を育む。
- ③ 地域の方々との交流を図る
 - ・総合的な学習の時間を要として、地域に子供たちの学習の場を広げ、ゲストティーチャーや地域の高齢者、幼児等と交流し、他者への思いやりの心をもてるようにするとともに、コミュニケーション能力を高める。
- ④ 「SOSの出し方に関する教育」を推進する
 - ・子供に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも担任や他の教職員に相談できるように指導する。

四谷小学校 いじめ基本方針

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子供にも起こりうる」「どの子供も被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、関係諸機関と連携して、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・重大事態への対処を図り、解決に向けて取り組む。

3 いじめ発見時の対応

- ① いじめ対策委員会を中心として組織的に対応する
- ② ・状況を詳細に把握し、教職員で情報を共有する。具体的な対応策を検討し、役割分担を明確化して迅速かつ丁寧な対応を図る。事実確認した内容や具体的な対応について保護者・市教委とも共有し対応への理解と協力を求める。
- ③ 被害の子供の安全確保～安心して生活できる環境をつくる
 - ・いじめを受けた子供が、落ち着いて学習や生活ができる環境を確保するため、複数の教員で授業中や休み時間等の見守りをする。さらに、いじめを受けた子供の心理的なストレスを軽減するため、スクールカウンセラーによる子供と保護者の心のケアを行う。
- ④ 加害の子供には、直ちにいじめをやめさせる
 - ・加害の子供を特定した上でいじめをやめさせ、いじめはやってはいけないことということを毅然とした態度で指導する。いじめ対策委員会が中心となって、継続的に当該の子供を見守り、指導を徹底させる。また、いじめの行動の背景や子供が抱えている困り感を把握し、克服するための支援をする。
- ⑤ いじめを知らせてきた子供の安全を確保し、継続的に見守る
 - ・勇気をもって教員等にいじめを伝えた子供を守るため、教員同士の情報共有による見守りや積極的な声掛けなどを通して、安全を確保する。保護者とも連携を図る。

4 重大事態への対処

- ① いじめを受けた子供を緊急避難させる
 - ・事実関係を明らかにするための調査、間断なく見守る体制について市教委の助言を得ながら、いじめ対策委員会で検討し、速やかに実施する。また、調査結果や見守る体制の内容を当該の子供の保護者と共有する。
 - ・スクールカウンセラーによる授業観察を実施する。保護者との連絡を密にし、家庭での子供の様子を確認するとともに、スクールカウンセラーや関係諸機関と連携して保護者の心のケアを行う。
 - ・被害の状況により、保健室登校等の緊急避難措置を実施する。
 - ・いじめ対策緊急保護者会を実施し、学校が把握した状況内容と具体的な対応について説明し、理解と協力を求める。
 - ・（いじめの原因に家庭での虐待等が疑われる場合）スクールカウンセラーの助言を踏まえ、児童福祉機関への通報・相談を速やかに行う。